

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第11回火薬小委員会  
議事録

日時：令和元年12月19日（木曜日）14時00分～16時00分

場所：経済産業省 別館9階944共用会議室

**議題**

- (1) 火薬類の技術基準等の見直しについて（審議事項）
- (2) 今年度実施した施策について（報告事項）
  - ①火薬類取締法改正について
  - ②火薬類取締法施行規則の改正について
- (3) 2019年の火薬類取締法関係事故について（報告事項）
- (4) その他

**議事内容**

○宮地火薬専門職 では、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品分科会第11回火薬小委員会を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

臨時委員も含めまして委員の方は17名となっております。本日、16名の方々にご出席をいただいております。定足数の過半数に達しておりますので、そのことをご報告させていただきます。

なお、本日の会議におきましては、公開によりとり行われることとされておりまして、配付資料、議事録等につきましても、原則、公開とさせていただきますことをご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、技術総括・保安審議官の小澤からご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小澤技術総括・保安審議官 小澤でございます。本日は、委員の皆様におかれましては、火薬小委員会の審議のためにお集まりいただきまして、年末も押し迫ったところでございます。まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

私どもの産業保安グループでは、火薬類の制度の見直しについては平成27年度、これは

火薬類以外にも産業保安の制度のスマート化ということで、性能基準化なども含めまして議論をしてきているところでございます。火薬類の関係につきましても、もちろんこれは安全が最優先でございますけれども、その中で、こういった形で時代のニーズに即した制度があるかということをご長きにわたってご審議をしていただきました。

もうそろそろ私どもとしても、しっかりとした技術基準に反映をしたいということでございまして、きょうも後ほど事務局の方から説明をさせていただきますが、製造あるいは貯蔵段階での技術基準の見直しの具体的な方向性というものをお示ししまして、ご審議をいただいた上でしっかりとした基準の見直しにつなげていきたいと思っております。

本日は限られた時間でございますけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただいて、ご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○宮地火薬専門職　　続きまして、新井委員長より一言ご挨拶をいただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

○新井委員長　　今年度委員長を仰せつかっております東京大学の新井でございます。よろしくお願ひいたします。着席で失礼いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日ですけれども、審議事項といたしまして、技術基準等についてのご審議ということになっております。中身としましては、平成27年度より審議を開始しました火薬類の法令のスマート化、特に性能規定化を主眼とするものですが、このことに関して、本日は特に製造・貯蔵を対象に、これまで審議されていない技術基準について審議をいただくということでございます。

本日は、それに加えまして報告事項がございまして、今年度実施した施策についてというところ、2019年、ことしの火薬類取締法関係の事故についてのご報告がございまして。

皆様方からは忌憚のないご意見をいただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

○宮地火薬専門職　　ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、新井委員長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○新井委員長　　それでは、ここからの議事進行、私のほうで行ってまいりたいと思っております。

まず、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○宮地火薬専門職 今回の委員会におきましてもペーパーレスで行いたいと思います。資料は、お手元のタブレットのほうに収納されておりますので、ご確認ください。タブレットの使い方につきましては、お手元一枚紙のほうに記載をしております。最後のほうにありますけれども、まず、iPadを起動していただくためにホームボタンを押してください。ロックを解除していただいて、ファイルのエクスプローラーのアイコンをタップしてください。モバイル共有ドライブをタップしていただきまして、今回の火薬小委員会のフォルダーを選択していただきますと、必要な書類が全部収納されておりますので、ご確認ください。

配付資料に関しまして、お手元の議事次第にも記載されておりますが、資料の1から参考1までございまして、もし不足のもの等がございましたら、事務局までお申しつけください。また、タブレットの操作に関しまして不明な点等がございましたら、議事の最中でも構いませんので、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

#### (1) 火薬類の技術基準等の見直しについて（審議事項）

○新井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

「火薬類の技術基準等の見直しについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○宮地火薬専門職 では、まず、資料1のほうをごらんください。「火薬類の技術基準等の見直しの検討について」になります。

まず、1ページ目のほうからですが、火取法に関しましては、昭和25年の制定以来、規制の基本的枠組みや考え方を維持しております。具体的には、ダイナマイト等の産業爆薬を主たる規制対象として想定を示して、事故が頻発していた当時の社会情勢を反映して、製造、貯蔵、消費といった各団体ごとに許可制を基本とした規制を課すとともに、保安確保に必要な事項をハード・ソフトの両面から詳細に定めた技術基準を作成してございまして、その遵守を厳しく求めてきているところでございます。

規制に加えまして、事業者による自主保安への取り組みですとか、産業実態の変化、技術の進歩等を背景にいたしまして、火薬類に係る事故等は長期的には減少してきております。また、火工品のほうにつきましては、少量の火薬・爆薬を用いた安全装置などの新しい製品の開発・普及が進展してきております。

25年以降、私どもとしましては、産業実態とか技術革新等に合わせた改正を順次実施し

てきておりますが、必ずしも十分とはいえない状況になっています。

このため、一番下のほうになりますけれども、火薬類保安のスマート化と称しまして、平成27年度より次の3つの施策見直しを実施してきております。まず1つ目は、事業者の創意工夫を阻害せず、新技術・新市場の普及・拡大に対する規制とするため、安全の水準は維持・向上していることを前提としまして、技術基準の性能規定化を行ってきております。2つ目としましては、火薬類の種類、薬量、使用条件等を踏まえた、リスクまたはハザードにきめ細かく対応した規制への変更としております。3つ目としましては、自主保安の高度化を推進する観点から、事故情報活用の充実、事業者及び行政コストの削減に資するよう、制度や手続の改善を行ってきております。

2ページ目のほうにつきましては、性能規定化の事例とリスクに応じた規制の変更事例を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

3ページ目のほうに行きまして、技術基準の性能規定化です。平成27年度から取り組んでおります技術基準の見直しですけれども、これまでは、見直しニーズのある技術基準を対象に検討を行ってまいりました。今回、ニーズのない技術基準も含めまして、原則として仕様規定の性能規定化を行うこととしておりますし、また、ほかの技術基準等の整合性の確保ということも行っております。ただし、保安距離や保安間隔、定員等といったものにつきましては、これら技術基準の見直しが、万一爆発や発火が起こった際の人命や財産に直接影響を与えるものであるため、今回、性能規定化を行わないこととしております。

見直し対象の条文についてですが、今回の「WG」については誤りですので、「委員会」に修正をお願いします。今回の委員会では、製造施設と火薬庫の構造・位置・設備、製造・貯蔵方法の技術基準について見直すとともに、それらに関する完成検査と保安検査について見直すこととしております。

現行技術基準の分類と見直しの検討ですけれども、ここに4つの規制の見直しと書いておりますが、現行で仕様規定となっているものについて、性能規定化を行うことが可能なものについての規則の見直し等を行っているものです。そのほか、目的の明確化等を行っております。

4ページ目のほうに行ってくださいまして、性能規定化後のスキームになります。現在、原則として、ほかの方法による措置を選択することができないことになっておりますが、性能規定化後につきましては、火薬類を取り扱う事業者におきましては、性能規定化された技術基準、すなわち性能規定を具体化した火取法の施行規則関係の例示基準を参照しな

がら、性能規定を見直す措置を選択・申請することが可能となってきます。また、例示基準に規定されていない場合には、事業者は保安水準の確保が達成できる根拠を示すこととなります。

下にフロー図を書いておりますが、規則に定める技術基準を性能規定化した後ですけれども、例示基準に記載されている措置であれば、そのものにつきましては、規則に定めるところによるということ認められることとなります。そのほかの措置につきましても、例えば既に例示されている例示基準等がある場合には、その保安水準と比較することにより、性能規定の適合性を判断することが可能となります。ただし行政のほうでは、その程度に応じまして、必要に応じて性能規定に適合していることを証する資料、例えば文献データや有識者による評価等を添付することを申請者に求める場合がございます。

次、5ページ目のほうをごらんください。例示基準に記載されていない措置を選択した場合についてです。事業者は、例えば次の方法により、選択した措置が性能規定に適合していることを証明することとなります。まず、必ず技術的事項については具体的な説明をしていただきます。次は選択になりますけれども、技術的事項が性能規定に適合することを証するのに必要な論文ですとか規格、試験データ等を提出していただく場合がございます。また、技術的事項の性能規定への適合性判断に専門的知見を要する場合には、有識者による評価書の提出が必要になってきます。

この性能規定の適合性についてですけれども、5名程度の有識者による委員会を構成して、性能機能の適合性を評価することが適当であると考えております。委員会としましては、事業者が自社内に設置したもの、他機関に設置したものも考えられますが、いずれにしましても、利害関係のない有識者で構成されていることが望ましいと考えております。また、当該委員会につきましては、火薬類の種類やその取り扱い等に応じまして、左に書いてありますような、想定される有識者の構成によって専門家委員会が構成されるのが適当ではないかと考えているところです。

例示基準の見直しのほうをごらんください。事前評価書の活用です。有識者による評価書については、実証データ等の取得や技術評価が重複して行われることがないように、それらにつきましては公表されることが望ましいと考えております。一方で、評価費用を負担した先発者に一定の配慮を行うことも必要だと考えております。

例示基準の見直しについてです。性能規定に適合するとされた措置につきましては、定期的に例示基準に追加することを検討することが重要だと考えております。ただし、事業

者が非公開を希望する場合には、例示基準への追加は行わないことになるのではないかと  
思っております。例示基準に追加する際には、その評価がある一定の条件のもとで行われ  
たものである可能性が高いため、普遍化的なものかどうか等を考慮して、適用範囲に制限  
を設けるか等についても検討する必要があると考えているところでございます。

6 ページ目をごらんください。火薬類保安のスマート化の全体のスケジュールです。こ  
れまでは、見直しのニーズのあったものについて製造、貯蔵、消費、廃棄等を行って  
おりましたが、今年度につきましては、ニーズのないものも含めて取り組んでいるところ  
でございます。特に一番下の技術基準・例示基準の法令化・制定につきましては、既に廃棄  
につきましては12月中には改正の予定になっておりまして、今回のご審議いただく製造、貯  
蔵については、今回ご審議いただいた後パブコメを行って、省令改正等を行う予定に  
しております。また、消費やその他のものにつきましては、来年度以降行いたいと思っ  
ております。

具体的なスケジュールにつきましては、次の7 ページ目のほうに記載しておりますので、  
ごらんください。

以上になります。

○新井委員長 ありがとうございます。

それでは、本テーマにつきまして、皆様方からご意見等お願いしたいと思います。い  
かがでしょうか。どうぞ。

○山田委員 資料1、2点でございます。お答えできる範囲でお答えいただきたいと思  
うのですけれども、まず、2 ページの下の変更事例で出ております火薬類の換算、これはた  
しか平成29年の当委員会でも方向性が示されたところだと思うのですけれども、この火薬類  
の換算の発布の時期がいつごろになるのかなというのが1点。

もう一点が、先ほど来いろいろ出ております例示基準の定め方といいますか、規則その  
ものの中に入ってくるのか、違った形で公表されるのか、その2点を教えていただきたい。

以上です。

○宮地火薬専門職 まず、2 ページ目にあります火薬類等の換算に関してでございます  
が、ご指摘がありましたように、既にこの委員会での検討は終わっております。ですので、  
次の省令改正等に進むことになります。タイミングとしましては、今回の製造と貯蔵のタ  
イミングでは考えておりませんで、早ければ、次の消費やそれ以外の改正をするタイミン  
グであればと考えているところでございます。

2つ目ですが、例示基準についてのご質問です。例示基準につきましては、省令の技術基準の改正のタイミングと同じタイミングでと考えております。技術基準の改正につきましては省令改正ですので、パブコメを行って官報等に掲載していくことになります。例示基準のほうにつきましてもパブコメ等を行うことにしておりますが、その公表につきましては、例示基準を整理するという形で当方での内規という形で制定をし、それを関係団体や都道府県等に通知をすることで周知をしたいと考えております。

以上です。

○新井委員長　よろしいでしょうか。

○山田委員　ありがとうございました。

○新井委員長　ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○熊崎委員　ご説明ありがとうございました。1ページ目でスマート化のご説明で、性能規定化をしていくということ、それと同時に、きめ細かく対応した規制への変更をしていくこと、というふうにご説明がありました。一見、矛盾しているかのような印象を受けます。どのように整理されているのでしょうか。

○宮地火薬専門職　火薬類の保安のスマート化と称するものに関しましては、基本的には事業者の方々の自主保安を重んじるという方向で検討してきておまして、その最たるものが性能規定化だというふうに考えております。一方で、実際に、先ほどありましたように昭和25年に制定したときから状況は随分変わっておりますので、その現在の変わっている状況に対応した規制も必要だというふうに考えております。それが、先ほどの例えば火薬類の種類が変わって、従来はダイナマイト等を使ってきたものが含水爆薬とかアンホとかに変わってきておりますので、そういった変化に応じた規制の見直しということも今回のスマート化の一環として取り組むこととしております。

以上です。

○新井委員長　よろしいですか。

○熊崎委員　はい。

○新井委員長　ほかに。飯田委員。

○飯田委員　5ページの性能規定化した後の例示基準の運用についての意見なのですが、例示基準に合致していると思われる技術基準を事業者が県なりに申請するときの方法が2つあって、資料を出すか、もしくは委員会で審議してもらうというお話なのですが、この委員会というのが自社内に設置してもいいというのは、これは自分のとこ

ろに都合のいい結果を出す、どうしてもそうなると思われるので、これはよろしくないのではないかとというのがまず1点目なのですけれども、いかがでしょうか。

○宮地火薬専門職　まず、今回例示基準に記載されていない事項に関しましては、ここにありますように、基本的には事業者の方々がみずから説明をしていただくことを前提としております。ですので、まず1番にあるように、技術的事項について具体的な説明をしていただくとともに、それを証明するような資料を出していただくということになっておりまして、その中の一つとしまして、専門家による評価書ということを考えているところでございます。

それに関しましては、有識者による評価書ということになるのですけれども、私どもとしましては、利害関係のない有識者で構成されることによりまして、その内容につきましては事業者に偏ったものではないものが出てくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○飯田委員　ご意見返すようではございますけれども、その専門家も、事業者がいわば雇うわけですよね。だから、かなりそれは難しいような気がいたします。そこで、意見ですけれども、ある決められた委員会で全てを審議したほうが理にかなっているような気がいたします。もし一つの決められた委員会にすれば、全国各都道府県に出てくる適合性の評価の申請を、すべからず全てその委員会にかける。そうすれば、どういう例示基準が出てくるかを収集するのもかなり楽ですし、確実に収集できますし、各県のばらつきもなくなると思うのです。資料にある方法で各県ごとに申請書をもってきて、ある県は5月にこの技術基準が例示基準として認められた、でも、北海道は全然知らなかったということはないと思うのです。だから、例示基準に合致しているかどうかを審査するところというのは、やはり1つに絞った方が、新しい例示基準を加えるにしても、そのほうが適当ではないかと私は思います。意見です。

○宮地火薬専門職　ご意見ありがとうございます。まず、例示基準につきましては、現在わかっているものを書いておりますが、私どものほうとしましても十分なものであるとは考えていませんので、引き続き例示基準の収集をして、充実を図っていきたいと思っております。

また、ご意見をいただきました評価委員会等のばらつき等に関してですけれども、ご指摘のご心配事はわかりますので、それにつきましては、例示基準の見直しというものは経済産業省のほうで引き続きやっていくことにしておりますし、また、毎年、ブロック会議

等を通じて都道府県等との意見の情報交換等も行っておりますので、そういった場を介しまして、なるべくばらつきがないように努めていきたいと考えております。

以上です。

○新井委員長　よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、皆様方のご意見を踏まえて、ただいま説明のあった内容について大きな異議はないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、資料2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○宮地火薬専門職　次は、資料2につきまして事務局よりご説明をいたします。

資料2は、大きく分けまして3種類の資料で構成されております。資料2-1のほうにつきましては、「製造・貯蔵の技術基準等の見直しの方向性について」というパワポの資料がございます。本日は、この資料を中心にご審議をいただければと思っております。

このほか、資料2-2-1及び2-2-2としまして、製造・貯蔵それぞれについて省令見直しの方向性をまとめた一覧表を準備しているところでございます。また、資料2-3-1から4としまして、資料の見直しの内容や例示基準の内容を具体的に示した資料を準備しております。

では、資料2-1のほうをごらんください。まず、技術基準と例示基準の見直しについてです。

資料の3ページをごらんください。努力義務の規定についてです。規則につきましては、「できるだけ〇〇すること」という努力義務規定が複数存在しております。これらの規定は、必ずしも遵守できない状況等があり得ることを踏まえて義務化していない一方で、記載により認知され、対策が講じられることで、火薬類の爆発・発火のリスク低減化に寄与していると考えております。他方、基準や規制を定める同規則におきまして当該表現はなじまないところから、なるべく当該表現を見直すことにしたいと思っております。

①としましては、性能規定化が可能なものにつきましては性能規定化を行います。②としまして、同規定を遵守しなくてもよいケースが特定される場合には、それを明記することとしております。③としまして、その①、②のいずれにも該当しない場合であって、同規定を残すことが望ましい場合には、「〇〇に努めること」との表現に改めることとしてお

ります。一方、その規定自身が必要でないと考えられる場合には、削除することにしております。

下のイメージのところをごらんください。現在の規則では、火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ることとされておりますが、夜間点灯に関しましては、火薬庫が山間部等に設置されている場合、点灯することによりむしろ防犯上問題がある場合もありますので、その記載については削除することを予定しております。

次、4ページ目をごらんください。設備の安全装置です。現行、危険工室で使用するパラフィン槽と加圧設備は、安全装置の付設が義務づけられております。過去の小委員会におきましても、パラフィン槽に設置する安全装置について性能規定化することです承していただいています。加圧設備に設置する安全装置についても、性能規定化をしてはどうかと考えております。

見直し後のイメージの二十二の四をみていただきますと、火薬類を加圧する設備につきましては、火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること、という改正のイメージを考えているところです。

例示基準につきましては、一番下をごらんください。加圧装置につきましては、いずれかの基準によることとしておりまして、①としましては、規定以上の加圧になれば、自動的に減圧する安全装置を設けられていること。②としては、規定以上の圧力にならない機構をもつ設備であること、というものを考えているところでございます。

5ページをごらんください。暖房設備についてです。規制の見直しの方向性ですけれども、現在、危険工室等では、使用できる暖房装置が限定されております。右側にありますように、危険工室では蒸気、熱気または温水を使用したものとなっており、火薬庫につきましては温水を使用したものだけになっております。過去の火薬小委員会におきまして、爆発・発火を防止するための措置を講じた暖房装置が使えるように性能規定化することです承されております。

見直し後の規制のイメージとしましては、「危険工室内に暖房装置を設ける場合は、取り扱う火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。」のイメージで考えております。

これに関しての例示基準ですけれども、現在、3つを考えております。まず、①ですけれども、熱水または水蒸気の場合につきましては、危険工室と隔離した熱源で過熱されて

いるということと、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取りつけることというものを考えております。

次のページですけれども、熱風を使う場合につきましては、危険工室と隔離した熱源であることと、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱風の速度を落とし、熱粉じんの室内への飛び込みを防止し、熱気を分散させるということを考えております。

③ですけれども、エアコンをイメージしておりますが、この場合には、工室内の空気が循環するということがございますので、まず、火薬または爆薬の飛散のおそれがない危険工室であるということに限定をした上で、エアコンを設置する場合には室内機の吹き出し口の温度は摂氏40度以下ということで、業務用の温度設定は通常40度以下のいずれかの温度に設定されると聞いていますので、40度以下としまして、室内機の電気配線は危険工室内にあらわさないこととしております。

次、7ページ目をごらんください。運搬車についてです。規制見直しの方向性としましては、危険区域内または火薬庫で使用する運搬車につきましては、これまで手押し車、蓄電池車及びディーゼル車に限定した上で、それらについては告示で具体的に仕様が定められておりました。過去の火薬小委員会においては、性能規定化した上で、これら3方式以外の方式、例えばガソリン車についても、必要な安全性が確保されていれば認められるよう見直すことが既に了承されております。例示基準につきましては、各動力ごとに危険区域内、火薬庫等に使用する運搬車として認める条件について検討することとされています。

規制のイメージとしましては、「危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類が爆発し又は発火するおそれのないものであること。」ということで予定をしております。

例示基準のほうですけれども、原則としまして、現行の告示の仕様を踏まえた例示基準を検討することとしております。また、新たに基準を制定するガソリン車につきましては、ディーゼル車と共通の基準としたいと思っております。ただし、車両に係る環境規制等の強化ですとか技術水準の向上を背景としまして、告示が制定された昭和49年当時に想定されていた車両が、現在の市場で入手できなくなっている状況を踏まえまして、具体的な数値については見直しをしたいと思います。

一つは、蓄電池の使用電圧ですけれども、現在50ボルト以下となっておりますが、現在普及している車種等を考えまして、例示基準に示す蓄電池の使用電圧は80ボルトに変更し

たいと思っております。また、排気ガス温度につきましても、80度以下ということが規定されておりますが、排ガスが取り扱う火薬類に影響を与えるか否かが重要であるため、これを明記することとしまして、温度に関しては例示基準より削除することを予定しております。

具体的なものにつきましては、その次に書いてありますのでごらんください。

次に、9ページ目のほうをごらんください。地盤面からの湿気を防ぐ措置についてです。見直しの方向性としましては、地上式一級火薬庫や覆土式の火薬庫におきましては、当該火薬庫に搬出入装置がない場合に、地盤面からの湿気を防ぐ観点で、床の高さや床下への通気孔の設置を求めているところがございます。過去の火薬小委員会におきましては、地上式一級火薬庫及び覆土式の火薬庫に関しまして、地盤面からの高さを選択可能とするための性能規定化が了承されておりますが、煙火火薬庫も含めてさらなる性能規定化としてはどうかというふうに考えております。また、その際、搬出入装置があるかどうかにかかわらず、規制の趣旨を踏まえての措置内容の選択を考えているところがございます。

見直し後の規制のイメージにつきましては、右側をごらんください。「火薬庫の床は、地盤面から湿気を防ぐための措置を講ずること。ただし、貯蔵する火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。」としております。

例示基準に定める措置としましては、地盤面と床全面との間に、地盤面から湿気を防ぐことができる防湿フィルムを敷くこととすとか、あるいは床全面に地盤面から湿気を防ぐことができる防湿塗料を塗布し、それを維持することを現在予定しているところがございます。

10ページ目をごらんください。火薬庫等の内面に関してです。2つあるのですけれども、1つ目ですが、まず、火薬庫や庫外貯蔵庫の内面の材質についてです。現在、搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面や、あるいは庫外貯蔵庫の内面、あるいは棚の表面については、落下や衝突による衝撃や摩擦による火薬類が爆発・発火することを防ぐために、板張りが求められているところがございます。火薬庫は、搬出入装置の有無によらず、火薬類の特性等に応じて内面の材質を選択できるよう性能規定化してはどうかと考えております。庫外貯蔵庫につきましてはの規制についても、規制の趣旨を踏まえて同様の性能規定化を考えているところがございます。

見直しのイメージですけれども、規則第24条であれば、「火薬庫内の内面には、貯蔵する火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、

貯蔵する火薬類が落下、衝突等による衝撃又は摩擦で爆発し又は発火するおそれがない場合は、この限りではない。」「火薬庫の床面に鉄類を表さないこと。」といったようなイメージを考えているところがございます。

11ページ目をごらんください。もう一つなのですが、土足での立ち入り禁止です。搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫では、土足での出入りが禁止されています。これについてですが、搬出入装置の有無によらず火薬類への異物の混入による爆発・発火に対する措置が講じられるよう、基準の見直しを考えているところです。

規制のイメージとしましては、土足での出入りについては削除としまして、「火薬類の搬出入作業等を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。」のみを残したいと考えております。

その下の例示基準に定める内面の材質についてです。庫外貯蔵庫につきましては、静電気も考慮して、導電性のゴム板やビニールシートを認めてはどうかと考えているところがございます。

12ページをごらんください。土堤が崩落しないための措置についてです。近年、イノシシ等が出没しまして、土堤の端のほうで崩壊するようなお話があります。それらの崩落を防ぐために、現在は芝生類等で被覆することとされています。性能規定化をすることによって、被覆方法につきましても選択肢を広げることを考えております。

見直し後の規制のイメージとしましては、土堤の堤面につきましては、土堤が崩落しないための措置を講ずることを予定しております。

また、例示基準としましては、従来の芝生類ですとかセメント類に加えまして、布製型枠についても追加することを考えているところがございます。

13ページをごらんください。厚さ20センチ以上の補強コンクリートブロックについてです。現在、煙火火薬庫と玩具煙火の庫外貯蔵庫は規則におきまして、また、防爆壁は告示におきまして、補強コンクリートブロックづくりにする場合には、厚さを20センチ以上と定めているところです。しかし実際には、普及している補強コンクリートブロックの厚さは、J I S規格の19センチが普及しているところです。このため、規則で具体的な仕様が定められている煙火火薬庫等については、規則を性能規定化し、防爆壁については告示を改正することで、現在入手可能な厚さ19センチの補強コンクリートブロックによる施工を認めるようにしてはどうかと考えているところです。

右下の表をごらんください。J I S A5406につきましては、1958年当時、一番圧縮の強

いものでも6ニュートンになっております。現在では、一番弱いものでも8ニュートンになっておりますので、19センチに修正しても問題がないのではないかと考えているところでございます。

次に、特則範囲の見直しについてです。15ページをごらんください。特則についてです。火取法の施行規則では、大臣が認めたものを技術基準とすることができる特則という制度が存在しております。現在、定置式製造設備で認められている特則に関しまして、不発弾解撤の製造や移動式の製造設備において認められていないものが存在しています。ですので、見直しの考え方としましては、定置式で認められている特則は、ほかの製造設備においても認められるものになりたいと思っております。また、今回の性能規定化の見直しによりまして、次のような要件に該当することになったものについては、特則から外してはどうかと思います。

1つ目としましては、要求事項が性能規定化された技術基準におきましては、特則として申請できる内容がないので、外すことが適当だと考えております。また、特定の性状をもつ火薬類を対象に、その性状に応じた遵守すべき技術基準を設けている場合がございます。こういったものも特則から外すのが望ましいのではないかと考えております。

次に、完成検査と保安検査についてです。17ページをごらんください。現在の完成検査や保安検査の方法につきましても、省令で具体的に決められているところでございます。現在は、技術基準に応じた形での検査方法が規定されておりますが、技術基準のほうが今回性能規定化をされまして見直しがされますので、それに応じた検査方法に見直すことを予定しているところでございます。

以上です。

○新井委員長　　ありがとうございます。

それでは、本テーマにつきまして、皆様方からのご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○伊藤委員　　7ページのガソリン車についてでございますけれども、第6回の小委員会です承されたというふうなことがあるので、ちょっと発言しづらいのですが、ガソリンエンジンというのはプラグで非常に高圧、1万～3万ボルトの電圧でパチパチ火花を発生させていたり、ガソリンの燃料そのものが揮発性が高く、-40℃の気温でも気化する。一方、軽油については、+40℃まで気化しないという、そういう燃料の特性がありますので、消防法でも両者を明確に区別していますし、ガソリン自動車の排ガスからは、排ガスとと

もに揮発性の高い未燃焼のガソリンが微量ですが排出されているという特性もある状況ですが、今回、ガソリン車を追加するに際して、先人が除外していた頃と安全サイドに向かう明確な技術革新があったのかどうか。そのあたりがないと、何か不安だなという気がいたします。そこについて教えていただければと思います。

○宮地火薬専門職　今回の性能規定のほうにつきましては、まず技術基準のほうなのですけれども、危険工室内で火薬類を運搬する運搬車につきましては、運搬する火薬類その他周囲の火薬類が爆発し、または発火するおそれのないものということで規定をしておりますので、まず、技術基準に該当するかどうかということで検討していただくことになると思っております。

また、例示基準のほうに関しましても、例えば⑤のほうですけれども、排気管につきましては「運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。」ということが担保されておりますし、また、今回新設しております⑥におきまして、「燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。」ということが例示基準のほうで規定されますので、こういったものによって安全性のほうは担保されるのではないかと考えているところでございます。

○新井委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　自動車は点検整備をした場合であっても非常に燃えやすい製品だということ発言して、了解しました。

○新井委員長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○三浦委員　ご説明ありがとうございました。

時代の流れとともに、古過ぎるものは、例えば削除したりつけ加えたりしていくことで、さらに保安が担保できるということであれば、賛成ではあるのですが、現場で働く方たちにとって、果たしてこれが本当に機能的なもので、今、伊藤委員からもご質問ありましたけれども安全性の担保、そういうことについての検証などがどの程度なされているのかというのは私たちにはわかりません。その辺についてもう少し現場サイドから見て、ここはこういうふうにしてもらったほうがいいのか、古すぎて非現実的なものがあるなどというのは、確かに読んでいて思うものも多々見受けられます。現場サイドの方たちにとって、これが適切なものであるのかどうかというのを、できれば業界団体の方にお聞きしたいと思うのですが、どうなのでしょう。

○新井委員長　いかがでしょうか。どうぞ。

○飯田委員　今回のスマート化に当たって、この規則の改正案をつくる時に委員会を立ち上げて、何年間も委員会で審議してきているわけですね。その中にメーカーさん全て入っていただいて、メーカーさんが、これは古いから変えたいという要望を受けながら規則改正を考えてきましたので、その辺は大丈夫かと思えますけれども。

○新井委員長　よろしいですか。ありがとうございます。

はい。

○小澤技術総括・保安審議官　念のため。今、飯田委員が言っていたようなことが長年の議論の中であったことに加えまして、最終的には、技術基準あるいは例示基準案についてはパブリックコメントをしっかりと出して、その中でまた意見を集約して、必要があれば修正を加えるという手続がありますので、そういったことで我々としても担保していきたいというふうに思います。

○新井委員長　はい。

○三宅委員　三宅です。2つほど確認をさせてください。

今の三浦委員のお話も含めて、先般開催された産業火薬、煙火・保安に関するワーキンググループというのがありまして、ここで専門的な観点から議論をして、その結果、きょうの委員会に出てきているということですので、少なくとも業界要望とそれに対する安全の担保というのは、ワーキングレベルではなされているというふうに理解しています。その上で、先般の合同ワーキングで幾つか出てきた議論について、ワーキングにご出席でない方々もおられるので紹介しつつ、事務局に確認をとということを2点ほどお願いしたいと思います。

まず1点は、努力義務ということの表現です。努力義務というのは、当然ここに書かれているとおり、表現の話もそうなのですが、いかに事業者サイドが努力をしているかということと、それを認める自治体のほうだと思えるのですが、そことのやりとりについて、ルールではないでしょうけれども、何らかのやりとりに関するイメージを事務局ではもたれているのかどうかということの一つ伺いたい。例えば、文書で提出をしてそれを確認するのか、あるいは現場も含めて口頭等いろいろな説明をした上で、議論の結果、自治体のほうで大丈夫だという判断を下すか、そこら辺の手続的な話を伺いたいのが一つ。

もう一点は、これは今回の話というよりは少し先の話になるわけですが、いろいろ

ろなところで技術開発がなされていて、先ほどのお話にありましたように、陳腐化したものはどんどん入れかえていくべきであるし、一方では新しい技術として出てくるものもある。例えば、冷媒でありますと可燃性冷媒とか、あるいは最近、微燃性冷媒というのが高圧ガス保安法の中でも取り上げられて議論しているところです。そういうものとか、あるいはバッテリーであればリチウム系のイオンバッテリー、そういった新しい技術が開発されていくときに、今後、こういった基準の見直しについてどういうイメージをおもちなのか。

以上2点について教えてください。確認だと思うのですけれども。

○宮地火薬専門職　　まず前半、3ページになりますけれども、「できるだけ」と書かれているものに関しましては、先ほどご紹介させていただいたように、性能化できるものはそういった対応を行うこととしております。でも一方で、③にありますように、「努めること」という表現は依然として残っていきますので、こういったものに関しましては、まず火薬の製造や貯蔵に関しましては、基本的に全て許可申請の対象になっておりますので、事業者からいけば申請の際、行政側からいけば許可の際に、本当にできるだけの対応をやっているのかどうかということを確認することになります。

また、製造所の設置や火薬庫の設置につきましては、まず、できたときに完成検査を行いますので、その場合にも「できるだけ」というところについて確認がされることになりますし、また、年1回の保安検査の対象にもなっておりますので、実際の取り扱いにつきましてもその場での確認がなされるものと考えております。

次に、新しい技術のリチウムイオン電池ですとか、あるいは冷媒に関してということになります。基本的には例示基準のほうの、例えばリチウムイオンであれば蓄電池のほうに含めますので、その中で読んでいくこととなりますし、冷媒の種類が変わったとしても、エアコンの種類の中で読んでいくことにはなるとは思っておりますが、新しい技術が導入されたことによって、万一危険が及ぶようなことがあれば、直ちに、例示基準、あるいはその上の省令等を見直しを行っていきたいと思っているところでございます。

○新井委員長　　よろしいですか。

はい。

○三宅委員　　前半の1つ目のことですが、例えば、努力をしているということの証明とその判断基準については、それは各自治体でのご判断ということでよろしいですか。先ほど、この前の件で例えば飯田委員のほうからあった、ある特定の有識者、あるいはそ

ういう団体が非常に情報を集めているとすれば、そういうところでいろいろな議論をすることが日本全体にとって底上げになるとか、あるいはルールとか決まり事の平準化につながっていくと思うのです。そういうことはあるけれども、一応この場合は、この件に関しては、事業者の提出に対して自治体が判断するということなのですね。特に一律でということではなくて。

○宮地火薬専門職　今回、「努めること」ということを残しているものに関しましては、状況に応じては、必ずしもやらなくてもいいということを含んだ上での規定だと思っておりますので、そこに関しましては、行政側のほうでしっかりと事業者からの実情を聞いた上での判断でよいのではないかと考えております。

一方で、性能化規定をされたとしても、規定の中で厳格に決められていることに関しましては、先ほど飯田委員のほうからありましたような、委員会を通じて専門家にも評価を受けたものを事業者が提示することによって、行政機関が判断することもあるのではないかと考えているところです。

○新井委員長　よろしいですか。

○三宅委員　結構です。

○新井委員長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○飯田委員　特則承認に関して、これも提案というか意見です。特則承認を製造の4条から5条か6条ぐらいまで技術基準が決められていますけれども、その一つ一つに対して、ここに書いてあるように、これは特則承認の可能性がないとか、一つ一つ判断して決めていくのは非常に難しいのではないかと思います。15ページに出してある例にしても、これも、事業者によっては特則承認が絶対ないかといったら、そんなことはいえないような気がします。

ということで提案なのですけれども、もうまとめて製造に係る技術基準、4条から5条2までは、全て経済産業大臣が大丈夫と認めたものはそれでやるという、まとめて特則承認をやったほうが賢いのではないかという意見です。というのは、まさに貯蔵の場合は、何条から何条、たしか19条ぐらいあたりから二十何条まで、全てまとめて、一番最後に特則承認となっていますよね。だから、19条から二十何条までの貯蔵の技術上の基準に関しては、経済産業大臣がおそれがないと認めた場合はそれでいいと。貯蔵の場合は、まさに技術基準全てに関して特則承認を認めているわけで、ここに提案されたような個々に考えるよりは、貯蔵の例に倣って、製造も同じように特則承認があったほうがいいのではない

かという意見です。

○宮地火薬専門職　ありがとうございます。まず、最初に訂正をさせていただきたいのですが、15ページのほうに関しましては、「製造に係る特則範囲の見直し」と書いておりますけれども、実際には今回は製造と貯蔵になりますので、製造と貯蔵に関する特則の範囲について書かせていただいたつもりだったので、それは訂正させていただきます。

その上で、先ほどご意見のありました点なのですが、私どもも本来、特則承認をとりたい案件があるにもかかわらず、省令でその範囲から外れていて特則承認がとれないというケースが、本当にたまですけれどもありますので、そういったことがないように、なるべく特則承認の対象となる範囲につきましては、広く設定をしていければというふうに思っているところです。とはいえ、特則承認はあくまでも技術基準によらないものになりますので、その線引きにつきましてはきちんとしていきたいと思っております。

その上で、対象となる範囲を選ぶことにつきましては、今いただきました飯田委員からのご意見も含めて、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○新井委員長　ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、皆様方からのご意見を踏まえて、ただいまご説明のあった内容についてご異議ないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

以上で、本日ご議論いただくテーマについてご意見を一通りいただきました。

続きまして、議題2、報告事項について、事務局より報告をお願いいたします。

## （2）今年度実施した施策について（報告事項）

### ①火薬類取締法改正について

#### ②火薬類取締法施行規則の改正について

○奥本火薬類保安対策官　それでは、資料3のほうに関してご説明をさせていただきます。

まず、「今年度実施した施策について」ということでございます。1つ目が火薬類取締法の改正についてということございまして、お手元の資料には2枚目のほうにポンチ絵をつけてございますので、そちらをごらんください。昨年度の火薬小委員会でもご紹介いたしました、火薬類取締法改正案を含みます第9次地方分権一括法案の中で、火薬類取締

法に係る規定、それから猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費に関する内閣府令の改正案が提出されまして、今月7日、施行がされましたので、ご報告申し上げます。

本改正によりまして、鳥獣保護管理法に基づき実施されます指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、猟銃の実包用として使います無煙火薬、もしくは黒色猟用火薬合計600グラム以下、銃用雷管300個以下、または実包300個以下を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることが可能となってございます。あわせて、当該従事者によります無許可製造、無許可消費が可能となってございます。

続きまして、2. でございまして、こちらは施行規則の改正についてということでございます。1つ目がオリンピック競技大会の課題への対処ということございまして、オリンピック競技大会におきまして射撃が予定されてございます。国際ルールの改正を踏まえまして、現在、射撃競技におきましては、審判に従事する者が実包を分解し、不正がないかを検査することとなってございます。来年度開催が予定されておりますオリンピック競技大会におきましても、この検査が行われることとなってございます。

この実包を分解するという行為でございますが、火取法におきましては製造行為に該当するものとなってございますが、こちらの取り扱いについて検討させていただきました結果、国際的、または全国的な規模で開催される運動競技会において、審判員がこの実包を分解する行為を行う場合は、十分な安全管理体制が構築されていると考えられますことから、運動競技大会を円滑に開催するため、1日につき実包200個以下に限りまして火薬類取締法の製造の許可を不要とする改正を行うこととしてございます。本改正につきましては、既にパブリックコメントを終了しておりまして、来年1月に施行させていただくという予定になってございます。

次のページでございます。対象とする大会につきましては、こちらイ、ロ、ハ、ニと書いてございます大会が、今後、日本においても開催される見込みということでございますので、対象としているということでございます。

最後、(2)でございますが、盗難防止設備基準に係るJ I Sの取り入れということでございます。平成29年3月の火薬小委員会での審議を踏まえまして、盗難防止設備基準J I S K4832、2018年に改正されてございます。こちら火薬類の盗難防止設備の要求事項というJ I Sでございますが、このJ I Sを取り入れるための改正作業を現在実施しているところでございます。こちら、性能規定化の枠組みの中で、過去の平成29年の火薬小委員会において審議をいただいたものでございますが、ほかの省令よりも先に改正をしてい

るという状況でございます。もともとは、こちらに書いてございます昭和52年11月11日の盗難防止設備基準及び移動式二級火薬庫の構造基準というものを遵守いただいて、盗難防止の措置をしていただいたところなのですけれども、実際に交換する部品等がなかなか手に入らないというような状況が押し迫っておりましたので、先に改正作業をしているということでございまして、本年12月中、今月中に施行を予定してございます。

本改正にあわせまして、先ほど申し上げた通達の廃止を予定してございまして、また、この通達にございます移動式二級火薬庫の構造基準に関しては、例示基準の中で取り入れる予定となっております。

以上でございます。

○新井委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、続きまして、議題3の報告事項について、事務局よりご報告をお願いいたします。

### (3) 2019年の火薬類取締法関係事故について（報告事項）

○奥本火薬類保安対策官　それでは、続きまして、資料4、令和元年の火薬類取締法改正事故についてご報告をさせていただきます。

今回の火薬小委員会は、年の途中、12月19日の開催ということで、事故の統計は12月12日時点で集計をさせていただいてございます。

まず、1. 事故の発生状況でございます。(1)火薬類の事故件数・死傷者数の推移ということでございまして、図1、図2をみなながららんいただければと思いますけれども、事故件数は、過去10年でみると若干の増加傾向にありますが、直近5年ではほぼ横ばいといったところでございます。

死傷者数は、図1の赤線の部分になりますが、過去10年でみますとおおむね40名を下回る漸減傾向にございまして、また、死亡者数に関しましては図2のほう、こちらの赤色が死亡者ということになってございまして、1980年（昭和50年）以降、ほぼ1桁台で推移をございまして、特に平成22年から7年間は死亡者0という状況でございました。平成29年に死亡者が1名、平成30年に3名の死亡者が発生してございまして、今年に関しまし

ては、死亡者は0名となっております。

次のページです。(2)令和元年の火薬類の事故の発生状況でございます。①各取扱段階・種類別の事故の発生状況ということで表1をごらんいただければと思いますが、令和元年の事故の発生状況につきまして、表の左から3列目、事故件数は58件ということになってございまして、このうち②消費中という事故が全部で55件起きてございます。さらに、この55件の中の51件が、玩具煙火を含む煙火の消費中の事故であったという状況でございます。

②でございます。発生した主な事故の概要ということでございますが、令和元年の事故につきましては、事故の分類に基づいて分類いたしますと、A級事故はなく、3件のB1級事故が発生をしているという状況でございます。このB1級の事故、3件でございますが、いずれも煙火の消費中のものでございます。こちら、社会的影響・関心が大きいの観点でB1級になったということで、新聞、テレビ等複数社に報道されましてC1からB1に上がったというようなものになってございます。

表3のほうに、それぞれ具体的にB1級の事故、C1級、C2級については事例としてご紹介をしております。B1級についてだけご紹介をいたしますと、それぞれ煙火の事故、消費中のものございまして、長野県飯田市の事例が1件目。こちら、花火大会において小型煙火打ち上げ中に筒が倒れて観客方向に発射されたと。

2件目が東京都新宿区の事故でございまして、スターマインを消費中に筒ばねを起こしまして、2発が横に発射されまして、そのうちの1発が屋根と隣接の道路を飛び越えまして開発し、道路にいた観客が負傷したというものでございますが、こちらの負傷された方は、病院の受診はなかったというものでございます。

3件目が茨城県土浦市の事故でございまして、花火大会で地上開発が発生して、観客3名が負傷したというものでございます。こちら観客3名につきましては、病院の受診はございませんでした。いずれも、報道等によりましてB1級の扱いということになってございます。

ご説明は以上となります。

○新井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○飯田委員 要望です。事故件数の統計をC2級まで含めて全体の件数でずっとやられ

てきていますけれども、ぜひこれはC2異常事象、つまりヒヤリハットを除いた件数で統計をとっていただければと。事故の件数ですので、そういうぐあいにとっていただければなという要望です。

といいますのも、29年にC級をC1とC2、BをB1とB2ということを決めたこの審議会、この火薬小委員会において、C2はヒヤリハットとは呼ばずに異常事象と呼ぶことにしましょうと。ただ、ヒヤリハットであっても、どんどん届け出、ちゃんと報告をしてもらいましょうと。それで再発防止に生かしましょうという方針でC2を入れたわけですよ。そのときに、今後は事故の統計もC2を除いた形でやりますという方針がこの小委員会でも決められた、発表されたと思うのです。確認してもらえればいいと思うのですけど。C2、ヒヤリハットは除いた事故の統計をやっていただければと。その決めた時点以来——その以前からですけれども、ヒヤリハットの報告が各県からどんどん上がってきているわけですよ。だから、どんどんヒヤリハットの件数はふえてきています。本来の事故の件数は減っているのです。

例えば、1ページの図1の中の10年をみたグラフで、その10年で、右肩上がって、29年あたりから減っているように見えますけれども、これは28年からずっと右下に減っているのです。ことし令和元年が、左側の目盛りなのでわからないのですけど、58件ということで58になっていますけれども、C2を除いたら30件なのですよね。見た目、半分なのですよ。それが29年からずっと半分で来ているのです。だから、かなり右肩下がり。事故件数は毎年毎年下がっているのです。それが、これだとわからないではないですか。

せっかく煙火業界の方もあれだけ保安に注意されて、どんどん事故は減ってきているのに、これだと全然変わらない、ふえているよというのは、やはりまずいような気がします。ぜひC2級を除いた事故の統計でやっていただければという要望です。

○奥本火薬類保安対策官　ありがとうございます。私の勉強不足で、平成29年にC2を除くということは認識しておりませんので、そちらはまた後で、改めて確認をしたいと思えます。

恐らく昨年と同じようなご意見いただいております。その際、煙火の部分を中心にC1とC2というところを分けてお示しすることで、実際のところ、C1というのは随分減っているのだというところはお示しさせていただいているところではございます。他方で、いただいたようなご意見というのにも検討する必要があると考えてございまして、業界の方の努力をあらわすという観点。ただ、ヒヤリハットでも大きな事故に場合によっ

ではつながる可能性あるというところを、総合的に事務局のほうでまた検討いたしましてご相談させていただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○新井委員長　　よろしいですか。

どうぞ。

○三浦委員　　業界の皆さんのご努力で死亡事故もないですし、頑張っってこんなふうな事故の件数が減っているというのは、つまびらかにする必要はあると思います。ただ、やはり懸念されるのは、ヒヤリハットは決して見逃されてはいけないことだと思いますし、新規参入がないとも限らないので、そういうことを教訓にもしていただきたいので、「C2としてはこんなこともありました。」というのを、統計とは別個に出していただきたいなと思います。C2の中でも、もし万が一もうちょっと何かが起こったら大きな事故につながるかもしれないことがないとは言えないと思います。もちろん今のご意見、そのとおりだと思いますので、分けるというような形で出していただきたいというのがこちらの要望です。

○新井委員長　　ありがとうございます。

○奥本火薬類保安対策官　　ありがとうございます。飯田委員からいただきました意見も含めて検討させていただきたいと思います。

○新井委員長　　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日子定していたテーマについて一通り終了いたしました。全体を通じて何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

○小澤技術総括・保安審議官　　本日は、委員の皆様、本当にありがとうございます。今の全体の審議、報告をお聞きしまして、私が感じたところを申し上げたいと思います。

まず、最初の資料1あるいは資料2については、性能規定化あるいはその中身について、基本的な方向性についてご了解をいただいたというように理解しています。もちろんこの後、実際に基準にして条文に落としていくときには、場合によってはさまざまな微修正などもあり得るかもしれませんので、こういった方向性についてご了解をいただいて、また必要があればご審議いただくことはあろうかと思っておりますので、そういった手続で進めたいと思います。

その上で、例えば飯田委員からいただいた、いわゆる性能規定化のときの事前評価で有識者による評価書。これは、例えば委員から、事業者が自社内で設置とか他機関で設置した場合でもよいというふうにありますけれども、1つに絞ったほうがいいのではないかと

というようなご意見もございました。これは、第三者性というのをどういうふうにしっかりと担保しながら進めていくかということだと思えます。もちろんこの中では、自社内においても——よく会社の中で、第三者の委員会を置いて議論するということもございますので、そういったいわゆる検討の場をなるべく排除しないようにという趣旨でやっているわけでございます。まずは、こういった形で進めていきながら、必要な修正があれば、それは直していくという、そういった対応が大事になってくるかと思えます。まず、こういった形で第三者性をしっかりと確保できるような形を我々も確認しながら進めていって、場合によっては、必要があれば修正ということもあり得るという、そんな形で、まずは一歩一歩進めていきたいというように思っております。

1つに絞ったほうがよいというようなこと、あと、三宅先生からもあった、いわゆる努力義務の扱いについて。火取法には自治体の事務のところがあるのですけれども、そこに任せたままというよりは、もうちょっと事案がたまったようなところについてどうやっていくのかというご提示もございましたけれども、我々国、あるいは自治体、そういったところの情報共有をどういうふうにやっていくか。できる限り集めて、みんなでそれを共有して、場合によってはコミュニケーションをとって、我々のほうは法律全体を運用しているものですから、我々のほうから必要な情報というものを提供しながら、全体として整合的に進むようにやっていく努力が必要だと思えますので、そういった情報共有の手だてのあり方というのは引き続き我々も検討して、国、自治体、そういったものがうまく連携しながらやれるようにぜひ進めていきたいというふうに思います。

最後、飯田委員からいただいた事故統計、三浦委員からもいただきましたけれども、これは過去の議論の経緯も踏まえて検討して、事故の状況というのをしっかりと情報発信をしていく、あるいは事業者の努力もしっかりと反映させるような形でみえるようにしていくということは大事な点だと思えますので、そういった工夫をぜひしていきたいと思えます。

本日は、本当にありがとうございます。

○新井委員長　それでは、全体を通じまして、皆様からのご意見を踏まえ、ただいま説明のあった全ての内容につきましてご異議ないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、その他ですけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○宮地火薬専門職 特にございませぬ。

○新井委員長 それでは、これをもちまして本日の第11回火薬小委員会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しいところ熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

——了——

### お問い合わせ先

産業保安グループ

鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565